

平成 12 年 3 月 30 日

ユニチカ株式会社

経営体制の改定について

当社は急速に変化する経営環境下、新時代に相応しい経営システムを検討してきましたが、事業責任の明確化と事業運営のスピードアップ、効率化を図るために、以下の経営制度を導入します。

1. 基本的考え方

本格的な自由競争時代を迎え、市場原理に対応した事業運営が求められるとともに、一方でスピードを上げて企業価値の最大化を図っていくことが重要な経営課題となってきました。

当社としては、経営システムにおける「経営意思決定・経営監督（ガバナンス）機能」と「業務執行（マネージメント）機能」を出来る限り分離の上、各々の機能を強化するための体制整備を行い、各事業部門・管理部門への権限委譲により、スピーディーな意思決定体制を構築したいと考えます。

2. 内 容

(1) 取締役会の機能強化

取締役会を「経営意思決定・経営監督（ガバナンス）機能」を担う機関として明確化し、以下の見直しを行います。なお、意思決定機関以外に「経営戦略委員会」を設け、グループを含む経営全般の基本方針・課題等について取締役の討議を深めます。

取締役会は、経営に関する意思決定と監督に特化し、本来の機能である戦略・方針決定の迅速化を図ります。これに伴い、取締役を減員します。

連結経営を強化するために、取締役のうち若干名は関連会社社長を兼務します。

役付取締役による「経営会議」は廃止し、取締役会にその機能を移管します。

(2) 執行役員制度の導入

「執行役員制度」を導入し、業務執行における意思決定の迅速化と責任体制の明確化を図ります。

執行役員は、取締役会によって選任され、業務執行をそれぞれ分担します。

執行役員は、取締役会の意思決定及び基本方針に従い、その監督の下で業務の執行を行います。

執行役員の中から業務遂行能力等に応じて専務執行役員、常務執行役員を選任します。

(3) 執行役員会の新設

社長の諮問機関として「執行役員会」を新設します。

執行役員会の構成メンバーは社長、取締役及び執行役員とします。

執行役員会は、各部門の権限を越えた案件や全社案件、個別の事業・管理案件等について全体最適及びリスクマネジメントの観点から、社長の意思決定に資する役割を果たします。

3. 実施時期

平成 12 年 4 月 1 日

以 上